

子育て世代への松戸市プロモーション推進業務委託 仕様書

1 事業名称

子育て世代への松戸市プロモーション推進業務委託

2 事業目的

近年における松戸市の人口動態の特徴として、つくばエクスプレス（以下「TX」という。）の開業により、住宅開発が盛況なTX沿線自治体への転出傾向が顕著となっている。

本事業は、20代から40代の子育て世代をメインターゲットに、松戸市（以下「本市」という。）の魅力・価値を市内外へ効果的に発信し、本市の都市ブランド力の向上を図るとともに本市への興味・関心を引き起こし、将来的な人口流入につなげることで、及び市内の子育て世代に向けて、本市の取組や魅力を知ってもらい、理解を深めてもらうことで、転出を抑制し定住促進につなげることで、また、子どもの学び・体験の機会、新たな自分を発見する機会を創出することで本市への愛着心を育むことにつながることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日翌日から令和6年3月31日まで

4 今年度の事業方針

別紙1「子育て世代への松戸市プロモーション推進業務委託におけるこれまでの取組と今後の方向性について（以下「別紙1_これまでの取組と今後の方向性」という）」を参考に、本事業を展開する。

5 業務概要

受託者は、本市と十分に協議しながら、以下の業務を行うこと。

(1) 全体計画の策定

事業の趣旨や本市の抱える課題や方向性等を分析したうえで、別紙1_これまでの取組と今後の方向性に基づき、下記(2)～(7)について、その取組内容やスケジュールを包含した、ストーリー性のある全体計画を策定すること。

(2) 動画の制作・活用

ア 動画の制作

本市の子育て支援施設や事業を主に市内在住の子育て世代にわかりやすく理解してもらい、利用促進を図るため、子育て支援施設や子育て支援事業の紹介動画を制作し、活用すること。

① 動画制作の範囲

動画は、本市ホームページ（YouTube）や本市 SNS（Twitter、LINE など）によるインターネット配信を前提とし、企画、タイトル、台本（絵コンテ含む）、演出、素材作成、出演者との調整、取材、撮影、編集、ナレーション、収録、テロップ制作、BGM 音源制作、選曲・音響効果等、動画制作に係る作業の一切を行うこと。なお撮影は、業務用デジタルハイビジョン解像度以上のカメラで撮影し、編集も撮影と同様の方式で行うこと。成果品については汎用的な動画編集ソフトで編集可能な形式とすること。

② 動画の内容・構成

- 本市における妊娠・出産・産後支援、中高生の居場所（青少年プラザ）、子どもと参加できる各種イベントの取りまとめなど、本市の特長的な施設や事業をわかりやすく紹介する動画を 2 本以上制作し、各 3 分程度の構成とすること。なお、令和 4 年度に制作した動画（別紙 1_これまでの取組と今後の方向性の p7、子育て支援施設・事業の紹介動画 参照）のスタイルを基本的に踏襲し、続編を制作していくことを考えている。
- マイサポートスペース、ブックスタート、松戸市子育て情報 LINE への登録方法など本市の特長的な子育て支援制度やサービスを紹介する動画（事業を紹介する動画は複数の事業を 1 本にまとめた編成にすることも可とする。また、PowerPoint 等によるスライド動画や静止画も可とする。）を 2 本以上制作し、各 30 秒～2 分程度の構成とする。なお、令和 4 年度に制作した動画（別紙 1_これまでの取組と今後の方向性の p7、子育て支援施設・事業の紹介動画 参照）のスタイルを基本的に踏襲し、続編を制作していくことを考えている。
- メインターゲットは市内の高校生以下を持つ子育て世帯とするが、幅広い年代が興味を持って視聴してもらえるよう工夫を凝らし、本市ホームページへ誘引できるものとする。

イ 動画の活用

制作した動画を活用し、子育て世帯に効率的に届くように認知拡大を図ること。認知拡大にあたっては、経済的かつ効果的な広告媒体（SNS 広告、Web 配信、デジタルサイネージ、事業者の持つ広告媒体などの活用）を提案すること。

（3）パンフレットの活用

本市が提供するパンフレット¹（別紙 1_これまでの取組と今後の方向性 p6 「こどものいる暮らし」参照）1,000 部を、受託者のネットワーク等を活用して近隣市区の住宅展示場・商業施設など、効果的な配布場所、配布方法を検討し子育て世代へ届くよう配布すること。配布（一部または全部）にあたっては、（4）のイベントを活用し配布することも提案可能とする。また、提案限度額の範囲内で配布数を増加できる場合は、本市へ提案すること。

¹ パンフレットについては下記参照のこと。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kosodate/matsudodekosodate/pr/kosodatePR.html>

(4) イベントの実施

昨今の新型コロナウイルス感染症の流行により、子どもの学び・遊びの機会や、子育て世帯の交流機会等の減少が懸念されている。

一方で、令和5年4月1日には、こども家庭庁が発足し、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に取り組むものとされ、同日に施行された、こども基本法においては、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見表明機会の確保、子どもの意見の尊重が基本理念として掲げられたところである。

以上の背景を踏まえて、子ども自身が楽しむことができ、自分の活動や考えが表現できるステージイベントとなるような企画・提案を行うこと。

ア イベントの企画立案及び実施

- ① コアターゲットである市内の子ども・子育て世代に対して、本市の子ども・子育て支援や子ども政策の魅力が伝わる効果的なイベントを企画立案し、集客・運営・実施までを本市と協力して行うこと。
- ② 企画立案においては、市内の森のホール21で最低1日の実施（令和5年11月2週目の土日を予約済み）を前提とする。同施設の小ホール及びレセプションホールを使用し、ダンスや合唱など未就学児～中高生によるステージ発表を含む内容とする。なお、ステージ発表については、日頃発表の機会が少ない子どもたちに発表体験の場を与えられるよう広く周知し、出演団体は公募による選考を実施すること。
- ③ ステージ発表の際には、照明・音響・動画の挿入・インタビューなどを組み込み、ステージ演出を盛り上げる工夫をし、ゲスト出演などにより集客を図ること。
- ④ 「こどもまんなか社会」の趣旨や、こども基本法の基本理念を踏まえ、子どもの意見やアイデア等を取り入れたステージを含む又は兼ねることが望ましい。
- ⑤ その他、開催回数、規模及び参加者数の制約は設けない（最低1回）。
- ⑥ イベントを実施するにあたっては、別紙1_これまでの取組と今後の方向性のプロモーションツール（PR動画、PR冊子、PR動画オリジナル楽曲など）を活用できる場合は検討すること。
- ⑦ 委託料には会場借り上げ料、人件費、集客に関する広告宣伝費（PRチラシ原案作成費及び印刷費）など、イベント開催に要する一切の費用を含むものとする。
- ⑧ イベントの開催においては、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、対策の具体的な内容についても提案すること。

(5) SNS（松戸市子育て情報LINEやインスタグラム等）を活用した子育てプロモーションの企画・提案・実施

本市では、令和4年10月より松戸市子育てLINEをリリースし、子育てに関するイベントや子ども・子育て支援に関する情報を定期的に配信しているところではあるが、配信コンテンツを充実させ、暮らしたい・暮らし続けたい街のイメージを発信することでシビックプライドの醸成を図り、ひいては市外への転出抑

制を図ることを目的に SNS を活用した子育てプロモーションの企画・提案・実施を行う。

- 松戸市子育て公式アカウントを開設（インスタグラム等）すること。
- SNS に投稿する素材の提供及び支援。（最低 40 投稿以上）
- 本市職員向けの運用講座の実施をすること。
- その他、SNS の配信により本市ホームページへのアクセス数につながるような仕組みを提案すること。
- 上記のコンテンツは市ホームページや SNS で活用できるデータ形式とすること。また、その他の活用方法についても提案可能とする。

（6）事業者の強みに基づくプロモーション（自由提案）

上記プロモーション活動（2）、（4）、（5）のうちから1つ以上に絡めて、市民による口コミ等により魅力発信の広がりを持たせる戦略や工夫点について、事業者独自のノウハウや専門性を活かしたプロモーションを提案すること。なお、提案にあたって本市の課題や今後の方向性を十分理解し提案すること。また、提案限度額の範囲内であれば具体的手法は自由とする。なお、本市プロモーションツール（別紙 1_これまでの取組と今後の方向性の p3 参照）の活用や、本市 Twitter、本市 Facebook、松戸市子育て情報サイト「まつど DE 子育て」及び子育て情報 LINE 公式アカウントの活用・併用も提案可能とする。

（7）効果測定

上記（4）イベント実施時における接触者へのアンケート調査による満足度評価を必ず実施すること。その他、本業務を通じたターゲットにおける意識変化や態度変容等について、効果的かつ数字で把握できる手法があれば提案すること。

6 成果物

下記の成果物を本市が指定する場所へ納品すること。詳細は、本市と十分に協議し、決定すること。

① 実績報告書

パンフレット配布実績 一式
イベントの実績報告 一式

② 動画

制作動画 一式

③ 近隣市への優位性を示すデータの収集・分析・PR 活動

実績報告・成果物 一式

④ 事業者の強みに基づくプロモーション

実績報告・成果物 一式

⑤ 効果測定

動画の活用に伴う実績報告書、または広告接触時の効果測定結果 一式
イベント開催に伴う満足度評価 一式

7 成果品の著作権等

- (1) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て本市に帰属するものとし、本市が自由に加工、複製、インターネット掲載、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (2) 成果品の編集・制作等のために使用した写真・イラスト・書体等は全て本市に供与し、その利用及び再編集は本市において自由に行えるものとする。
- (3) 本業務の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。
- (4) 本業務に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として受託者が代行すること。また、各許認可手続きに必要な手数料等の費用については、受託者が負担すること。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 管理業務

本業務の委託期間中、受託者は、本市と連絡調整を行う担当者を配置すること。本市と、全体計画に基づいた進捗報告や意見交換等を定期的に行い、議事録を作成すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。また本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市の承諾を得ること。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、本市の承認なしに他に漏らしてはならない。本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、松戸市個人情報保護条例に掲げる事項を遵守しなければならない。また、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9 その他

本業務の実施について、社会一般に通常実施される項目は、本仕様書に記載のない事項であっても本業務の範囲とする。疑義が生じた場合は、本市と協議し指示を受けるものとする。